

政令第 号

土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令

内閣は、土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項、第五条第一項、第六条第一項第二号、第二十七条の五、第四十五条第一号及び第六十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第十号を次のように改める。

十一・二―ジクロロエチレン

第三条第二号イ及び第五条第二号中「第七条第六項の」を「第七条第四項に規定する」に改める。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とする。

第七条第一項中「汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示された」を「汚染除去等計画を作成し、これを地方公共団体の長に提出すべきことを指示された」に、「土壤汚染」を「指示に係る土壤汚染」に、「汚染の除去等の措置の」を「指示に係る汚染の除去等の措置の」に、「汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示した」を「汚染除去等計画を作成し、これを当該地方公共団体の長に提出すべきことを指示した」に改

め、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(国等が行う汚染土壌の処理に関する技術的読替え)

第七条 法第二十七条の五の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十二條第九項並びに第二十三條第三項及び第四項	届け出なければ	通知しなければ
第二十四條	を命ずる	について協議を求め
第二十五條	の停止を命ずる	を停止することについて協議を求め
第二十七條第二項	を命ずる	について協議を求め

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三十三号)の施行の日(

平成三十一年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行の際現にこの政令による改正前の土壤汚染対策法施行令（以下「旧令」という。）

第一条第十号に掲げる物質により汚染された土壤の処理の事業の用に供する施設に係る土壤汚染対策法第

二十二条第一項の許可を受けている者は、この政令による改正後の土壤汚染対策法施行令（以下「新令」

という。）第一条第十号に掲げる物質により汚染された土壤の処理の事業の用に供する施設に係る同法第

二十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新令第一条第十号に掲げる物質により汚染された土壤の処理の事業の用に供する施設

に係る土壤汚染対策法第二十二条第一項の許可を受けたものとみなされた者についての同条第四項の規定

の適用については、その者が旧令第一条第十号に掲げる物質により汚染された土壤の処理の事業の用に供

する施設に係る同法第二十二条第一項の許可を受けた日を新令第一条第十号に掲げる物質により汚染され

た土壤の処理の事業の用に供する施設に係る同法第二十二条第一項の許可を受けた日とみなす。

（特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正）

第三条 特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第八号中「第八条第十号」を「第九条第十号」に改める。

（地方自治法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第四条 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条中「第三十六条の規定による改正後の」を削り、「第九条」を「第十条」に改める。

理由

土壌汚染対策法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うとともに、土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある特定有害物質に一・二―ジクロロエチレンを指定する必要があるからである。